

令和6年5月10日

組合員各位

津安芸農業協同組合
代表理事組合長 水谷 隆

共済規程の一部変更について（お知らせ）

共済規程の一部変更について、下記のとおり令和6年4月26日開催の本組合理事会において決議いたしましたので、定款第55条第2項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、三重県知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

記

1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、自賠責保険・共済の契約引受・管理等にかかる業界共同システムの導入に伴い、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収納が可能となるため、共済規程の一部を変更する。

2. 適用時期（予定）

令和7年1月1日

以上